

事前予告との相違点

旧	新
<p>9. 人口30万人以上の都市の地方公共団体において、国民健康保険料又は市税等公債権の滞納者を対象とした催告業務を受託した実績（サービス提供またはシステム開発のいずれか）があること。併せて、同業務を履行するために用いる催告システムが稼働済みであること。</p> <p>10. 企業連合にあっては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、次の全ての条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての構成員が、上記1.から9.に掲げる要件を満たしていること。ただし、上記9.の要件は、代表構成員が該当すれば可とする。 ・ 構成員がこの案件における他の企業連合の構成員として、または単独により、このプロポーザルに参加していないこと。 ・ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為を委任していること。 ・ 参加表明書の提出時より前に、企業連合を成立させていること。 ・ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。 ・ 参加表明書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。 	<p>9. 人口30万人以上の都市の地方公共団体において、国民健康保険料又は市税等公債権の滞納者を対象とした催告業務（以下「当該業務」という。）を受託した実績（サービス提供またはシステム開発のいずれか）があること。</p> <p>10. 人口30万人以上の都市の地方公共団体において、上記9.の当該業務を履行するために用いる催告システムが、他の地方公共団体で稼働済みであること。</p> <p>11. 企業連合にあっては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、次の全ての条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全ての構成員が、上記1.から8.に掲げる要件を満たしていること。</u> ・ <u>代表構成員が、上記9.に掲げる要件を満たしていること。</u> ・ <u>構成員の1つが、上記10.に掲げる要件を満たしていること。</u> ・ 構成員がこの案件における他の企業連合の構成員として、または単独により、このプロポーザルに参加していないこと。 ・ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為を委任していること。 ・ 参加表明書の提出時より前に、企業連合を成立させていること。 ・ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。 ・ 参加表明書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。